

令和5年第7回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年7月25日(火)							
開会場所	鴻巣市フラワーセンター 会議室							
開 会	令和5年7月25日 午後4時13分							
閉 会	令和5年7月25日 午後4時55分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		小林 良浩 ・ 島田 豊						
議事参与		板倉 秀行 ・ 榎 友美 ・ 下山 優美						
書 記								

会議事件名

議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

顛末

令和5年7月25日
開会 午後4時13分

【会長代理】 これより、令和5年第7回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。別紙で配付しました「第7回鴻巣市農業委員会提出議案の訂正について」をご覧ください。1つ目が1ページの議案第29号農地法第5条の規定による転用許可申請について、番号33の転用目的の訂正です。2つ目が6ページの農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、番号101の後に番号102から番号104の追加をしてください。これにより、3つ目が4ページの所有権の移転の集計数値の訂正です。
以上です。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号5番 小林 良浩 委員・番号13番 島田 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請
所有権の移転 3件 9筆
使用貸借権の設定 3件 22筆

番号31

受人は、現在市外にある借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では実家の手伝いや両親の世話が難しいため、夫婦2人で暮らす自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請

	<p>するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号31について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【中谷 文秋 推進委員】	<p>番号31について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック土留を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水管に接続して放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号32について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号32 受入は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル168枚を設置し、発電の規模は91.56kwの設備を計画しております。なお、経済産業省の設</p>

	備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号32について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置することで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号32について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。また、申請地には除草対策として、敷地内に除草シートを敷設します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号33について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の敷地拡張を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル216枚を設置し、

	<p>発電の規模は122.04kwの設備を計画しております。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【大賀 文吉 農業委員】	<p>番号33について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【渡邊 仁 推進委員】	<p>番号33について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及びフェンスを設置します。また、申請地には除草対策として、事業協定書により関連会社にて保守メンテナンスを行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号34について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号34 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るため</p>

	<p>の申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号34について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）及び農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【河野 博 推進委員】	<p>番号34について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇氏が農地を借り受け、麦及び大豆を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>渡人の法定相続人代表について、他の相続人からは承諾を得る必要はありませんか。</p>
【事務局】	<p>今回の申請は、使用貸借権の設定であり、土地の売買で登記をする必要がない</p>

	<p>ため、所有者の相続登記が完了していなくても法定相続人代表の申請で足りるものとなっています。また、戸籍謄本にて相続人を確認し、相続人全員から押印をもらい相続人代表者を選定していることを書類にて確認済みです。</p>
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号35について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号35</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。なお、申請地には、一部雑草が繁茂している土地がありますが、後日一体で草刈を行う予定です。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号35について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もありません。また、一部雑草が繁茂している土地がありますが、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、保全管理が行われてからの許可で問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【河野 博 推進委員】	番号35について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇氏が農地を借り受け、麦及び大豆を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号36について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号36 受人は、現在市外で精密板金加工を行う工場を営んでいます。現在の工場の老朽化に伴い、工場本社及び駐車場の移転を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号36について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。工場及び駐車場を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号36について調査してまいりました。申請地には工場及び駐車場を設置するというのですが、隣接農地との境界には地先ブロックの設置や地面勾配を

	<p>計画地側が低くなるようにして、土砂流出を防止します。雨水は敷地内浸透処理とし、排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。先程、農業委員から番号35については保全管理が行われていないという意見をいただきました。そこで、採決を2つに分けて行いたいと思います。まず初めに番号35を除き、番号31から番号36までの議案第29号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号35を除き、番号31から番号36までの議案第29号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続いて、番号35の議案第29号について、農業委員会として一部雑草が繁茂している土地があるため、保全管理が行われたことを条件として許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号35の議案第29号について、条件付許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号2について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号2 この件につきまして、令和5年7月12日に事務局とともに調査したところ、</p>

	番号2について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	買い取り申出が生じた者が亡くなり、申出人が相続するのではないですか。
【事務局】	この証明願は、都市計画課に生産緑地買取申出書を提出するための添付書類になっており、あくまでも買い取り申出事由が生じた者が農業に従事していたかどうかを証明するものです。よって、申出人はこの証明願の申請者という意味で、相続することを証明するものではありません。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第30号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり承認いたします。続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。
	令和5年6月13日～令和5年7月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 2件 14筆 3,651.39㎡ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 所有権の移転 14件 17筆 3,348㎡ 使用貸借権の設定 1件 1筆 349㎡ 合計届出件数 17件 32筆 7,348.39㎡ これらは、全て会長専決でございます。

	何かご質問はございませんか。
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について ・農業者年金制度パンフレットの配布について ・令和5年度農地パトロールの予定について ・次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和5年第7回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和5年8月24日(木)午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時55分</p>